

第209回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和元年5月24日(金)13:00～13:55

場 所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第209回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　第2部として記載しております3つの議題については、個別民間企業の情報等を取り扱うことから、これら議事については、委員会として必要とご判断された場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思います。

会議資料につきましては、情報公開請求された場合には、その対応について改めてご相談を申し上げたいと思います。

以上、ご判断をいただければと思います。

○八田委員長　今お話がありましたように、第2部として記載されております議事については、非公開にしたいと思います。ご異存はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、非公開にさせていただきます。

それでは、議題の(1)「卸電力取引所の業務規程変更認可申請について」、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　公開PDFの資料3、3ページ目からでございます。

ベースロード市場が本年7月より取引が開始されることに伴い、卸電力取引所の業務規程を変更したいというものでございます。

日本卸電力取引所からの申請書を資料3-1、9ページからつけさせていただいております。その中の20ページ～24ページにかけて具体的な業務規程の変更がある部分について黄色のハイライトをつけさせていただいております。

これに加えて、経産大臣から当委員会に対する意見照会を資料3-2、45ページでありますけれども、ご紹介をさせていただいております。その回答案として資料3-3、46ページに回答案をご提案させていただいております。具体的な中身は、参考資料3-1、47ページ以降でご説明をさせていただければと存じます。

47ページの冒頭で意見照会の趣旨、経緯を簡単に記載してございまして、48ページ、49ページ、50ページに審査基準を書かせていただいております。そもそも先月、ベースロード市場について別件でご議論いただいたところでございまして、ベースロード市場の趣旨、時期、関係制度との関係について50ページ、51ページ、52ページあたりにご紹介をさせていただいております。

その上で、55ページに改正ポイントの審査基準ということをご紹介させていただいておりますけれども、審査基準として、その取引の手法等々について、その適正性を確認することになってございます。

その審査基準の適合性について資料の56ページに添付させていただいておりますけれども、売買取引の方法と決裁、手数料その他についての確認をさせていただきましたけれども、問題はないものと考えてございます。

その上で58ページに精算の仕組みについてご紹介をさせていただいております、59ページに新電力に一定の購入枠が設定される旨の説明をさせていただいております。

以上、日本卸電力取引所の取引規程、業務規程の新旧対象表を60ページ以降にご紹介をさせていただいております。

事務局としては、基本的に本業務規程、取引規程で問題はないものと考えてございますけれども、ご審査のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長　それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、認可することに対してご異存がない旨、回答することにしてよろしいで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのように経産大臣に回答することといたします。

次に、議題(2)「平成30年度監査結果について」、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官 資料4でございます。PDFですと96/173ページでございます。「平成30年度監査結果について」、ご説明させていただきます。

先般、30年度の監査結果に基づく個別案件に対する行政指導等の対応方針についてご了解いただきまして、その後、私、野沢から文書または口頭により該当事業者に対して行政指導等を行ったところでございます。

今回は、冒頭の「趣旨」で書かせていただいておりますが、その結果について、①として経産大臣への報告と、②として委員会ホームページへの公表に当たりましてご審議いただければと思います。ご了解いただければ、平成30年度の監査結果を大臣に報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表したいと考えております。

「主なポイント」をごらんになっていただくと、平成30年度監査結果の経産大臣への報告案を、電気として資料4-1、ガスとして資料4-2により、あと委員会のホームページにおいての公表案を資料4-3によりご提示させていただいております。

また、なお書きのところでございますけれども、「公表に際しては、監査規程に基づいて被監査事業者の正当な利益を害するおそれがない限りにおいて要旨を報告する」と規定されておりますので、今回の監査結果に関しましては、良好事例以外は事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載するというご提示させていただいております。

まず、電気としての資料4-1、ガスとしての資料4-2の監査結果の要旨の概要を、中段以降に記載しておりますけれども、①の「重点監査項目」として、託送料金に係る事業評価では、託送収支計算書をもとに実施するということから、昨年度に引き続き「託送供給等収支の計算」を重点的に確認いたしました。また、再エネ導入の拡大を背景に系統接続に関連する一般送電事業者の適正な業務運営の重要性が高まっていることを踏まえて、「約款の運用等」について重点的に確認したところでございます。

②の「総論」でございますけれども、監査実施者から31件の指摘事項の報告がありまして、経済産業大臣への勧告を行う事案は認められませんでした。8事業者に所要の指導を行いました。

次ページの97ページでございますけれども、③の「指摘事項の状況」としましては、①の約款の運用から⑤の託送供給に伴う禁止行為と、監査項目ごとに指摘事項の代表例を記載しております。

①の「約款の運用」につきましては、契約電力が超過した契約者への対応や供給側接続の事前検討の対応が不適切であった事案、③の「部門別収支」及び④の「託送収支」に関するものでは、収支ルールに合っていない算定誤りや配分誤りがございまして、⑤について、「託送供給に伴う禁止行為」に関するものについては、今回、ここで6件の全てが工事費負担金の精算事務の遅延でありまして、指摘事項合わせて31件でございます。

なお、指導案件の対象者についての個別情報については、今回の公開資料にはお示ししておりませんが、ただ、例えば電気については、北海道電力とか東電エナジーパートナー、四国電力、電源開発のように指導箇所が0という会社もございまして、我々事務局といたしましては、今回の指導箇所は0であるという会社のみならず全ての電気事業者、ガス事業者に対する指摘事項が0になることを目指しまして、毎年監査を実施しているところでございます。

次に「良好事例」、④でございますが、平成30年度監査結果のうち電力の適正な取引の確保に必要な事項といたしまして報告すべき案件、事案でございます。ごらんになっていただくと、送配電業務に係る苦情等の分析・対応の的確な実施ということでありまして、関西電力株式会社における送配電業務に係る苦情等の分析・対応の状況については、他の事業者と比較して苦情などの内容及びデータをより正確に記録、分析しておりまして、また、それらについて再発防止対応がなされているなどの確に実施されていることが認められましたので、原因の分析、再発防止、関係部署間の共有、蓄積により業務の質的向上を目指していることは評価できるとして、引き続き業務の質的向上に努めてほしいと報告したいと考えております。

次に、98ページです。ガス事業に関しましてですが、①の「重点監査項目」といたしましては、平成29年4月からのガス小売全面自由化による制度改正を踏まえまして、託送供給収支の計算、託送供給に伴う禁止行為及び約款の運用等について重点的に確

認しました。

②として「総論」でございますけれども、監査実施者から338件の指摘事項の報告がありまして、経済産業大臣への勧告を行う事項は認められませんでした。110事業者には所要の指導を行いました。

③の、「指摘事項の状況」でございますが、やはり制度改正後、最初の年度ということもありまして、ごらんになりますとおり④の「託送収支に関するもの」として302件のほとんどが収支ルールに合っていない算定誤りでございます。

私からの説明は以上です。よろしければ、経産大臣への報告と委員会のホームページへの公表に当たりまして、ご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告、ご説明に関してご質問、ご意見ございませんか。

北本委員どうぞ。

○北本委員　　1年間の監査、お疲れさまでした。

今回、ポイントを設定されて事後評価に連携した重要なポイントを決めて監査をされていること及び再生可能エネルギー、要するに市場環境の変化に対応した新しい点についてはきちんとみとられて、非常によくやっつけていらっしゃると思います。

また、実際にまとめられた後に事業者にも指導をきちんとして、将来問題点というか発見点がないことを目指してやっつけていらっしゃるということは、非常に大事な点だと思いますので、引き続き来期に向けてもご指導をよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(質問、意見等：なし)

私からも、1年間どうもありがとうございました。

それでは、「平成30年度監査結果」を報告、公表することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異存がございませんでしたので、案のとおり報告、公表することにしたいと思います。

それでは、本日第1部で予定していた議事は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。

○都築総務課長　　第2部は非公開で開催をすることとなりましたので、一般傍聴の

皆様方におかれましては、こちらでご退室をいただければと思います。

○八田委員長　それでは、第1部を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——